

## コラム

### 2. 手続要覧から見た決議 23-34 の歴史

#### < 総論（要約） >

今から 100 年前、1923 年の米国セントルイス国際大会で【決議 34 号】（決議 23-34）が採択されました。その後、タイトルや内容は何度か改められましたが、現在は【社会奉仕に関する 1923 年の声明】というタイトルで、手続要覧に掲載されています。

現在の「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の要約は、以下の通りです。この要約を読んだだけでも、20 世紀のロータリー発展に大きな功績を残したことが容易に想像できるでしょう。

#### 【社会奉仕に関する 1923 年の声明】（手続要覧 2022 年版）の要約

- 序文 声明の歴史的価値、声明の意義、1923 年当時の社会奉仕の定義
- 1 ロータリーの定義と奉仕哲学
  - 2 ロータリークラブの定義と目的、クラブとロータリアンの義務
  - 3 国際ロータリーの目的と役割
  - 4 奉仕の実践の重要性、クラブの団体的行動の条件
  - 5 社会奉仕活動に対するクラブの自主決定権と義務
  - 6 クラブが行う団体的な社会奉仕活動の指針

#### ●違和感？

しかし、上記の「第 1 項～第 3 項」は『社会奉仕』と関係ない内容であるだけに、タイトルと内容の乖離に違和感を覚えた方も少なからずいると思います。実は、1923 年に採択された時の【決議 34 号】（決議 23-34）の「表題」を知れば、その違和感は解消するのです。（→P4-5 参照）

その 1923 年の採択時の「表題」とは、

「綱領（現在の『ロータリーの目的』）に基づく諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、  
国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」

です。なんと、元々の「表題」では、『社会奉仕』のことは何も触れられていなかったのです。もちろん、この時の「序文」にも『社会奉仕』に関する説明はありませんでした。要するに、1923 年の採択時の「表題」は、内容（序文、第 1 項～第 6 項）と何ら乖離も矛盾もなかったのです。

#### ●1926 年に「序文」と「タイトル」が大幅変更、1992 年に「タイトル」が大幅変更

ところが、3 年後の 1926 年、「序文」は『社会奉仕』の説明が主体の内容に大幅変更され、それに伴い、「タイトル」も【社会奉仕活動に対する方針】に変更されたのです。（→P5 参照）

さらに 1992 年、新たに【社会奉仕に関する 1992 年の声明】が出されたことに伴い、それまでの【社会奉仕活動に対する方針】というタイトルは、現在の【社会奉仕に関する 1923 年の声明】というタイトルに変更されました。（→P6 参照）

#### ●手続要覧での扱いは？

手続要覧では、1984 年版だけ掲載そのものがありませんでした（1986 年に復活）。1995 年版以降は、それまで必ず併記されていた「決議 23-34」という言葉がなくなりました。また、2001 年版と 2004 年版だけ、「第 1 項」に「He profits most who serves best」の記載がありません。さらに 2013 年版以降は、「歴史的価値」という記載が入るようになりました。こうした背景には、何があったのでしょうか？

## ●現代における評価は？

『ロータリーの目的』第3と関係した「序文」(1926年に変更されたもの)、そして奉仕哲学を定義した「第1項」の重要性は、現代においても変わりありません。

しかし、「第2項～第6項」には現代のロータリーと合致しない点が指摘されており、特に「第6項」は、現代における『社会奉仕』とは相容れないという認識は必要でしょう。実は、これらが「決議 23-34」の撤廃の動き、手続要覧での扱いなどに関係しているのです。

個人的には、2010年のRI理事会で、【社会奉仕に関する 1923 年の声明】について、「今後の手続要覧およびロータリー章典の改訂版に記載する」と決まったことは喜ばしいのですが、評価として「歴史的価値」という表現が使われるようになったことは残念です、(→P9 参照)

## ●最後に

興味のある方は、【決議 34 号】(決議 23-34) が採択に至った経緯や意義、その後の評価などについてもお調べください。特に、

- \* 1926年に「タイトル」と「序文」が大幅に変更された評価
- \* 「決議 23-34」撤廃の危機が何度かあった理由と経過
- \* 現在の序文冒頭に「その歴史的価値から手続要覧に含まれている」と記載されている背景などが分かると、むしろ気概を感じて、ますますロータリーを好きになれるかも知れません。

## 【参考】

- 【1】菅野多利雄「ロータリー問答；決議 23-34 の見直し」：ロータリーの友 1992 年 1 月号
- 【2】小沢一彦、渡辺好政「決議 23-34 への熱き思い」：ロータリーの友 2008 年 9 月号
- 【3】黒田正宏「社会奉仕に関する 1923 年の声明」ロータリーの友 2010 年 9 月号
- 【4】原幹朗「ロータリー創設から確立までの背景」：[www.greenrotary.jp/history1923.htm](http://www.greenrotary.jp/history1923.htm)
- 【5】田中毅「決議 23-34 の徹底的解析」：[www.genryu.org/tanaka/general/00103jp.pdf](http://www.genryu.org/tanaka/general/00103jp.pdf)
- 【6】鈴木一作「決議 23-34」：ロータリーの友 2023 年 12 月号

## <各論>

今から 100 年前、1923 年の米国セントルイス国際大会で

### 【決議 34 号】(決議 23-34)

が採択されました。その後、タイトルや内容は何度か改められましたが、現在は

### 【社会奉仕に関する 1923 年の声明】(1923 Statement on Community Service)

というタイトルで、手続要覧に掲載されています。

## ●【決議 34 号】(決議 23-34) と【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の要約

先ず、

- ・ 1923 年に採択された時の【決議 34 号】(決議 23-34) の「要約」
- ・ 現在の【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の「要約」

を以下に示します。

## ●1923年に採択された時の【決議 34号（決議 23-34）】の要約

序文 決議 23-34 の意義\*1

- 1 ロータリーの定義と奉仕哲学
- 2 ロータリークラブの定義と目的、クラブとロータリアンの義務
- 3 国際ロータリーの目的と役割
- 4 奉仕の実践の重要性
- 5 社会奉仕活動に対するクラブの自主決定権と義務
- 6 クラブが行う団体的な社会奉仕活動の指針

## ●現在の【社会奉仕に関する 1923 年の声明】（手続要覧 2022 年版）の要約

序文 声明の歴史的価値\*2、声明の意義\*3、1923 年当時の社会奉仕の定義\*3

- 1 ロータリーの定義と奉仕哲学
- 2 ロータリークラブの定義と目的、クラブとロータリアンの義務
- 3 国際ロータリーの目的と役割
- 4 奉仕の実践の重要性、クラブの団体的行動の条件\*4
- 5 社会奉仕活動に対するクラブの自主決定権と義務
- 6 クラブが行う団体的な社会奉仕活動の指針

（下線部が大幅に変更された内容）

\*1 1926 年デンバー大会（決議 26-6）で削除。

\*2 2016 年の手続要覧で追加（ロータリー章典 8.040.2.（2022 年では 8.040.1））。

\*3 1926 年デンバー大会（決議 26-6）で追加。

\*4 1936 年アトランティック・シティ大会（決議 36-15）で追加され、  
1964 年トロント大会（決議 64-43）で変更

（但し、上記の大幅変更以外にも、小さな変更は多数あります）

これらの要約を読んだだけでも、「決議 23-34」が 20 世紀のロータリー発展に大きな功績を残したことは容易に想像できるでしょう。特に「第 1 項～第 4 項」の内容は、その後のロータリーの指針としても重要視されました。

しかし、上記 2 つの要約を比べると、「序文」の内容が大きく異なることに気がつくと思います。それ以外にも、上記の要約では示すことができない細かな改定も、これまで数多くありました。しかも最近では、内容の一部が R I 理事会の決定だけで変更されている場合も少なからずあるのです。

いずれにしても、先ず知っておいて欲しいことは、

**【決議 34号】（決議 23-34）の採択時の内容は、現在（2022 年）の**

**【社会奉仕に関する 1923 年の声明】に至るまで、多くの追加や変更が行われてきた**  
という事実です。

## ●『社会奉仕』の意味

もう一つ知っておいて欲しいことは、現在の【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の序文に記載されている『社会奉仕』の内容です。

手続要覧 2022 年版によれば、その序文には

「ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、  
および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである」

と記されています。

言うまでもなく、そこで記されている『社会奉仕』は、現在の地域社会奉仕（標準ロータリークラブ定款第6条3を参照）とは全く異なる内容です。1923年の声明とあるように、あくまで1923年当時の『社会奉仕』のことを指しているのです。

実は、1923年当時は、

奉仕 = 家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、様々な場面や状況での奉仕であり、これらを総称して『社会奉仕』と表現するという考え方が一般的でした。つまり、1923年当時の『社会奉仕』は、「社会全般に対する様々な奉仕」という意味です。だからこそ、「個人生活、事業生活、および社会生活」という表現があるのです。

上記は、過去のロータリー資料を読む上で重要です。実際、現在の『ロータリーの目的』第3にしても、内容自体は1923年当時の「社会全般に対する様々な奉仕」のことを述べたものです。

後述しますが、ここでもう一つ留意して欲しい重要なことは、

1923年に採択された時の【決議34号】（決議23-34）の「序文」には、『社会奉仕』の説明はなかった（→P9参照）

という事実です。

実は、1923年に採択された【決議34号】（決議23-34）の序文は、1926年のデンバー国際大会で大幅に変更されました。その1926年に改訂された序文で、当時の『社会奉仕』（社会全般に対する様々な奉仕）の説明が新たに加えられたのです。（→P5参照）

## ●素朴な疑問

さて、私がロータリアンになって初めて【社会奉仕に関する1923年の声明】を読んだ時、「**なんでこれが、社会奉仕の声明なの？**」

と疑問に思いました。なぜなら、第1項、第2項、第3項は社会奉仕と関係ない内容だからです。皆さんにしても、タイトルと内容の乖離に違和感を覚えた人は多いのではないのでしょうか？

この素朴な疑問が解決したのは、恥ずかしいことに、私自身がロータリー歴15年近くで地区の職業奉仕委員を拝命してからでした。不思議なことに、それまで誰もこの疑問に対する回答を教えてくださいませんでしたし、目にしてきたロータリーの書物にも回答らしきものはありませんでした。

要するに私が勉強不足だったということですが、この疑問が解消したのは、

1923年に【決議34号】（決議23-34）が採択された時の「表題」そのものを知った時でした。以下に、その「表題」をお示しします。

## ●【決議34号】（決議23-34）が1923年に採択された時の「表題」 ～1923年～

### ●【決議34号】（決議23-34）の「表題」

綱領\*に基づく諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、  
国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件

*Resolution No.34, To reaffirm the policy of Rotary toward objective activities  
and to formulate certain principles for the future guidance of Rotary International  
and of Rotary Clubs.*

\*現在のロータリーの目的

ご覧のように、1923年に採択された時の【決議34号】（決議23-34）には、「序文」だけではなく、上記の「表題」にも『社会奉仕』という言葉はなかったのです。

上記の「表題」の内容自体は少し分かりづらい表現ですが、前述（→P3 参照）のように、「1923年に採択された時の【決議34号（決議23-34）】の要約」と照らし合わせれば、

**【決議34号】（決議23-34）は、「表題」と内容に乖離も矛盾もなかった**  
ことがお分かりになるでしょう。要するに、

**【決議34号】（決議23-34）は、本来、『社会奉仕』について述べたものではない**  
ということです。

### ●採択後3年目に変更された「タイトル」と「序文」 ～1926年～

1923年の採択から3年後、1926年のデンバー国際大会で、【決議34号】（決議23-34）は

- ・【社会奉仕活動に対する方針】という最初の公式タイトルがついた
- ・「序文」は、『社会奉仕』の説明が主体の内容に大幅変更された

こと（決議26-6）により、残念ながら、元々の「表題」は表舞台から消えていきました。

- 『決議23-34』：1926年につけられた公式タイトル（→決議26-6による変更）  
【社会奉仕活動に対する方針】（決議23-34）

*【Policy Toward Community Service Activities】*

*(resolution No.34 adopted at the 1923 convention)*

「序文」の変更については、以下に示した通りです。前述したように、1923年に採択された時の【決議34号】（決議23-34）の「序文」には、『社会奉仕』に関する記載はなかったことを確認してください、

### ●1923年に採択された時の【決議34号】（決議23-34）の「序文」

R I 第14回国際大会が召集され、次のことがR Iによって決定された。  
即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

### ●1926年に大幅改定された「序文」（→【決議26-6】による変更）

ロータリーの綱領の第3は、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを鼓吹、育成することである。  
このロータリーの綱領を実行することについては、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

こうして1926年の【決議26-6】によって、

「序文」に『社会奉仕』の説明が組み入れられ、

**最初の公式タイトル【社会奉仕活動に対する方針】の採用が決定した**  
のです。

ところが、前述の通り、「第1項」、「第2項」、「第3項」は『社会奉仕』と関係ない内容であるだけに、新しいタイトルと内容に乖離が生じてしまったのです。

以後、【社会奉仕活動に対する方針】は、この公式タイトルのもと、【決議23-34】という記載とともに、その全文がロータリー章典と手続要覧に掲載され続けました。

- 【社会奉仕活動に対する方針】（決議 23-34）が、手続要覧から削除された ～1984年～ご存じの方も多いとは思いますが、

【社会奉仕活動に対する方針】（決議 23-34）は、突然、1984年版の手続要覧から削除されました。要するに、公式タイトルである【社会奉仕活動に対する方針】という項目ごと、全文が消失したのです。

この背景には、【決議 23-34】を撤廃しようという動きがあったと言われています。（→P11 参照）しかし、当時の菅野多利雄 R I 理事らのご尽力で、

【社会奉仕活動に対する方針】（決議 23-34）は、1986年版の手続要覧で復活して、事なきを得たのでした。

- 【決議 23-34】の公式タイトルが、現在のタイトルに変更された ～1992年～意外に知られていないことですが、1992年、

【社会奉仕活動に対する方針】に、新たに【社会奉仕に関する 1992年の声明】が追加されました。要するに

【社会奉仕活動に対する方針】が2つになった  
ということです。これに伴い、

【決議 23-34】は、【社会奉仕活動に対する方針】という公式タイトルから、現在の公式タイトル【社会奉仕に関する 1923年の声明】に改められたのです。（→P5 参照）

当時の手続要覧には、次のように記されています。

●手続要覧「社会奉仕」での記載（1992～2001年）

【社会奉仕活動に対する方針】

- ・社会奉仕に関する 1923年の声明（決議 23-34）
- ・社会奉仕に関する 1992年の声明

*【Policy Toward Community Service Activities】*

- ・1923 Statement on Community Service (resolution 23-34)
- ・1992 Statement on Community Service

- 【社会奉仕に関する 1923年の声明】と【社会奉仕に関する 1992年の声明】の違い

これら二つの声明の大きな違いは、ロータリークラブと R I の関係（優位性）についての記載です。すなわち、【社会奉仕に関する 1923年の声明】（決議 23-34）では、

社会奉仕活動におけるクラブの自主決定権  
が保証されており、R I に対する各クラブの優位性が読み取れます。

一方、新たに採択された【社会奉仕に関する 1992年の声明】では、社会奉仕活動におけるクラブの自主決定権の記載はなく、むしろクラブに対する R I の優位性が読み取れる内容です。

- 【決議 23-34】という言葉だけ、手続要覧から消失した ～1995年以降～

これも意外に知られていないことですが、それまでの手続要覧では、【社会奉仕に関する 1923年の声明】という公式タイトルとは別に、必ずどこかに

決議 23-34 (resolution No.34 adopted at the 1923 convention または resolution 23-34)  
という言葉も併記されていました。

ところが、1995年版の手続要覧以降、決議 23-34 という言葉そのものが消えたのです。

すなわち、

1995年以降、公式タイトル【社会奉仕に関する1923年の声明】は使われているが、決議23-34という言葉そのものは、手続要覧などの公式文書から削除されたということです。

【決議23-34】も嫌われたもんだと思う人も少なくないでしょう。しかし、考えてみれば、【決議23-34】は、1923年に採択された時の【決議34号】の文書そのものを示す言葉であって、1923年以降、文書の内容自体は何度も変更されているのです。

そういう意味では、変更後の文書には【決議23-34】という言葉は使うべきではないと言われれば、確かにその通りかも知れません。

- 手続要覧から「He profits most who serve best」が抹消された ~2001年、2004年~  
さて、1989年版の手続要覧までは、【社会奉仕に関する1923年の声明】の「第1項」に「He profits most who serves best」の記載が必ずありました。

ところが、2001年版と2004年版の手続要覧だけ、この記載がないのです。

●手続要覧【社会奉仕に関する1923年の声明】の「第1項」（2001年、2004年）

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学である。

*Fundamentally, Rotary is a philosophy of life that undertakes to reconcile the ever present conflict between the desire to profit for one's self and the duty and consequent impulse to serve others. This philosophy is the philosophy of service — "Service Above Self."*

(参考) 1989年までの手続要覧【社会奉仕に関する1923年の声明】の「第1項」

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

*Fundamentally, Rotary is a philosophy of life that undertakes to reconcile the ever present conflict between the desire to profit for one's self and the duty and consequent impulse to serve others. This philosophy is the philosophy of service — "Service Above Self" — and is based on the practical ethical principle that "He profits most who serves best."*

ロータリーの第2モットー「He profits most who serves best（現在は、One Profits Most Who Serves Best）」を撤廃しようという動きは以前からありましたが、「奉仕の哲学」に相当する上記の文章から削除されたのには驚きです。

もちろん日本からも大きな反発が起こり、2007年版の手続要覧で復活しました。  
以後、この第2モットーが削除されたことはありません。

- 【社会奉仕に関する 1992 年の声明】が、【社会奉仕に関する声明】に変更 ~2004 年~  
これも意外に知られていませんが、重要な出来事です。実は、2004 年以降、  
手続要覧から【社会奉仕活動に対する方針】という記載が消失  
しました。

さらに、

【社会奉仕に関する 1992 年の声明】は、タイトルから「1992 年の」という表現が削除  
され、手続要覧における記載順序も以下のように入れ替わったのです。

これらについては、1992~2001 年の手続要覧『社会奉仕』での記載内容と、  
ぜひ比較してください。（→P6 参照）

●手続要覧「社会奉仕」での記載（2004~2013 年）

- ・社会奉仕に関する声明
- ・社会奉仕に関する 1923 年の声明
  - ・ *Statement on Community Service*
  - ・ *1923 Statement on Community Service*

要するに、これは、『社会奉仕に関する声明』こそが正式または優位であって、  
【社会奉仕に関する 1923 年の声明】は古典的な扱いとする  
というような意味合いでしょう。

- 【社会奉仕に関する 1923 年の声明】は、歴史的価値とされた ~2013 年~  
実は、前述の意味合いが現実となるのです。  
すなわち、2013 年の手続要覧では、【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の前段に、  
次のような注釈が追加されました。

●手続要覧【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の前段に追加された注釈（2013 年）

理事会は、「社会奉仕に関する 1923 年の声明」は歴史的価値があるため、  
今後の手続要覧に含めるよう事務総長に要請した。（ロータリー章典 8.040.3.）

*The Board has requested the general secretary to include the 1923 Statement  
on Community Service in future editions of the Manual of Procedure because of  
its historical value. (RCP 8.040.3.)*

実は、この注釈の背景には、  
2007 年 11 月の R I 理事会で、ロータリー章典と手続要覧から  
【社会奉仕に関する 1923 年の声明】そのものを削除しようとする動き  
があったのです。

この動きに対して、結局は  
2008 年 1 月の R I 理事会で、【社会奉仕に関する 1923 年の声明】の歴史的価値を認め、  
今後の手続要覧での掲載継続を事務総長に要請した  
という内容が、R I 理事会で決定されました。

この決定は、当時の渡辺好政 R I 理事、小沢一彦 R I 理事のご尽力のおかげです。



さらに、

- 2010年1月のRI理事会で、【社会奉仕に関する1923年の声明】の重要性から、「今後の手続要覧およびロータリー章典の改訂版にこの声明を記載するよう、事務素長に要請する」と決定
- 2010年6月のRI理事会で、【社会奉仕に関する1923年の声明】の第2項～第6項には現代のロータリーと合致しない点があることを確認した上で、「今後の手続要覧およびロータリー章典の改訂版にこの声明を記載する」と決定も重要な出来事です。これは、当時の黒田正宏RI理事のご尽力のおかげです。

要するに、前述の手続要覧2013年版にあった注釈（→P8参照）は、これらの決定に伴う対応だったのです。分かり易く言い換えれば、【社会奉仕に関する1923年の声明】は、手続要覧およびロータリー章典の改訂版に掲載は続けるにしても、以後は歴史的遺産として扱うというような内容で決着したということです。

いずれしても、【社会奉仕に関する1923年の声明】が撤廃されるという事態は、かろうじて免れました。

#### ●【社会奉仕に関する1923年の声明】の序文に、新たな追記 ～2016年～

前述の手続要覧2013年版にあった「歴史的価値」に関する注釈（→P8参照）は、2016年版以降の手続要覧にはありません。そのかわり、2016年以降、それと同様な内容が【社会奉仕に関する1923年の声明】の序文冒頭に追加されています。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●【社会奉仕に関する1923年の声明】の序文冒頭の追加内容（2016～2022年）<br/>これは、その歴史的価値から手続要覧に含まれている。（ロータリー章典 8.040.2.*）<br/><i>It is included in the Manual of Procedure because of its historical value.</i><br/><i>(RCP 8.040.2. *)</i> <span style="float: right;">*現在は 8.040.1.</span></p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この2016年版以降の【社会奉仕に関する1923年の声明】序文冒頭にある追加記載は、【社会奉仕に関する1923年の声明】の第2項～第6項には、現代のロータリーと合致しない点が多いことから、「歴史的価値」という表現で評価されるようになったというように理解すればよいのではないのでしょうか。

#### ●手続要覧に「基本理念」が登場 ～2016年～

同じく2016年版の手続要覧では、【社会奉仕に関する声明】および【社会奉仕に関する1923年の声明】の掲載場所が、「基本理念（GUIDING PRINCIPLES）」（2019年からは、ロータリーの基本理念（ROTARY'S GUIDING PRINCIPLES））という項目に変わるとともに、2つの声明の掲載順序も元に戻りました。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●手続要覧「基本理念」での記載（2016年）<br/>●手続要覧「ロータリーの基本理念」での記載（2019～2022年）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 社会奉仕に関する1923年の声明</li><li>• 社会奉仕に関する声明<ul style="list-style-type: none"><li>• <i>1923 Statement on Community Service (Resolution No.34)</i></li><li>• <i>Statement on Community Service</i></li></ul></li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ●決議 23-34 の意義

さて、1923年の米国セントルイス国際大会で採択された【決議 34号】（決議 23-34）の意義を、どのように理解すればよいのでしょうか？

先ずは、次の2つを再掲します。

- 1923年に採択された時の【決議 34号】（決議 23-34）の「要約」
- 現在の【社会奉仕に関する 1923年の声明】の「要約」

### ●1923年に採択された時の【決議 34号（決議 23-34）】の要約

序文 決議 23-34 の意義<sup>\*1</sup>

- 1 ロータリーの定義と奉仕哲学
- 2 ロータリークラブの定義と目的、クラブとロータリアンの義務
- 3 国際ロータリーの目的と役割
- 4 奉仕の実践の重要性
- 5 社会奉仕活動に対するクラブの自主決定権と義務
- 6 クラブが行う団体的な社会奉仕活動の指針

### ●現在の【社会奉仕に関する 1923年の声明】（手続要覧 2022年版）の要約

序文 声明の歴史的価値<sup>\*2</sup>、声明の意義<sup>\*3</sup>、1923年当時の社会奉仕の定義<sup>\*3</sup>

- 1 ロータリーの定義と奉仕哲学
- 2 ロータリークラブの定義と目的、クラブとロータリアンの義務
- 3 国際ロータリーの目的と役割
- 4 奉仕の実践の重要性、クラブの団体的行動の条件<sup>\*4</sup>
- 5 社会奉仕活動に対するクラブの自主決定権と義務
- 6 クラブが行う団体的な社会奉仕活動の指針

（下線部が大幅に変更された内容）

\*1 1926年デンバー大会（決議 26-6）で削除。

\*2 2016年の手続要覧で追加（ロータリー章典 8.040.2.（2022年では 8.040.1））。

\*3 1926年デンバー大会（決議 26-6）で追加。

\*4 1936年アトランティック・シティ大会（決議 36-15）で追加され、  
1964年トロント大会（決議 64-43）で変更

（但し、上記の大幅変更以外にも、小さな変更は多数あります）

## 1) ロータリーの分裂危機の回避（【決議 23-34】の「第4項～第6項」の意義）

本稿では述べませんでした。【決議 34号】（決議 23-34）の採択に至るまで経緯も、意義としては重要です。これについては、本稿の最後に挙げた参考文献のうち、田中毅氏の「決議 23-34 の徹底的解析」に詳述されていますので、参照してください。

ここでは、【決議 34号】（決議 23-34）の採択に至る経緯を、次のように要約しておきます。

“【決議 23-34】は、「職業奉仕・個人奉仕の推進派」と「社会奉仕・団体奉仕の推進派」との論争に終止符を打った（妥協の産物）。その決着内容が、「第4項～第6項」の内容である。”

妥協の産物という意味は、ロータリー分裂の危機とまで言われた論争に、両派の互いの言い分を調整し、奉仕活動の指針を明文化したことで、一応の決着がついたということです。

そういう意味では、少し大袈裟な言い方に聞こえるかもしれませんが、

【決議 34号】（決議 23-34）の「第4項～第6項」の採択によって、ロータリー分裂の危機が回避された

ということは、【決議 23-34】の採択意義の一つと言ってもよいでしょう。

## 2) 【決議 23-34】の「第1項」の意義

ロータリーの2つのモットーを記載した【決議 23-34】の「第1項」の重要性は、現代においても変わりありません。ご存じのように、これは「奉仕の哲学」を記載したもので、ロータリーの内面的な定義であると言ってもよいでしょう。(→P2 参照)

特に、2010年4月の規定審議会で、

**【社会奉仕に関する1923年の声明】の第1項を奉仕理念の定義として使用することを検討するようRI理事会に要請する件(決議案10-82:釧路北RC)**

が採択(444対66)されたことも、大きなトピックとして記憶にとどめておきたいことです。

## 3) 【決議 23-34】の「第2項」と「第3項」の意義

もう一つの意義は、

“【決議 23-34】の「第2項」と「第3項」によって、

**国際ロータリー(RI)、ロータリークラブ、ロータリアンの目的、役割、義務、活動内容を明文化したこと。特に、ロータリークラブのRIに対する優位性を明文化したこと。”**

でしょう。

これらは20世紀後半まで大事にされ、ベテラン・ロータリアンからは、「ロータリアンの誇りでもあった」と聞いています。

## 【補足】 ~~~~~

いずれにしても、【決議 23-34】の内容が、20世紀後半までのロータリーの礎となり、ロータリーの発展をもたらしてきたことは、大きな功績だと思います。

しかし、前述したように、21世紀を迎えた今は

“**「第2項」～「第6項」の内容は、現代のロータリーと合致しない点が多くなった。**

**特に「第6項」は、現代の社会奉仕の実践とは相容れない内容である。”**

という認識は必要でしょう。

これは、20世紀後半以降、【決議 23-34】の撤廃の動きや手続要覧での冷遇扱いに関係していると言ってもよいでしょう。

**【決議 23-34】は、「歴史的価値」という評価が序文冒頭に追加(2016年)され、**

**今は正式には通用しない古典的文書として扱われるようになった**

という事態にしても、「第2項」～「第6項」の内容が現代のロータリーがと合致しないからです。

人によって意見は様々でしょうが、こうした【決議 23-34】に対する冷遇は、1978～79年度のクレム・レヌーフRI会長が発足させた

**国際的で長期に及ぶ大型の奉仕事業「3H(Health, Hunger, Humanity)プログラム」**の開始時期あたりから始まったのではないのでしょうか。

この「3Hプログラム」は、現在のポリオ撲滅事業にも繋がっている事業です。しかし、開始当初から、特に【決議 23-34】の「第6項」に抵触する可能性を問題視していたロータリアンは少なからずいたと聞いています。

ちなみに、【決議 23-34】に対する冷遇は、1984年に手続要覧から削除されたことが最初です。(→P6 参照)

#### 4)【決議 23-34】の「序文」の意義

さて、【決議 23-34】の「序文」については、意義を論ずる上で様々な意見があるでしょう。意見が分かれるポイントは、1923年の採択から3年後、1926年の【決議 26-6】によって、【決議 34号】（決議 23-34）が

- ・「序文」は、『社会奉仕』の説明が主体の内容に大幅変更された
  - ・【社会奉仕活動に対する方針】という最初の公式タイトルがついた
- ことを、どう評価するかが問題となるところです。

先ずは、上記の序文の変更について、現在の序文（手続要覧 2022年版）とともに再掲します。

##### ●1923年に採択された時の【決議 34号】（決議 23-34）の「序文」

R I 第 14 回国際大会が召集され、次のことが R I によって決定された。  
即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

##### ●1926年の【社会奉仕活動に対する方針】の「序文」（→【決議 26-6】による変更）

ロータリーの綱領の第3は、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを鼓吹、育成することである。  
このロータリーの綱領を実行することについては、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

##### ●現在の【社会奉仕に関する 1923年の声明】（手続要覧 2022年版）の「序文」

次の声明は 1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。これは、その歴史的価値から手続要覧に含まれている（ロータリー章典 8.040.1）。ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。  
この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1923年に採択された時の【決議 34号】（決議 23-34）の「序文」は、この時の「表題」であった

「綱領（現在の『ロータリーの目的』）に基づく諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」に相応しい内容でした。少なくとも、『社会奉仕』に関する記載はなかったのです。

ところが、1926年の【決議 26-6】によって、1923年の採択時の「序文」は『社会奉仕』の説明に大幅変更されてしまいました。

さらに、【社会奉仕活動に対する方針】という最初の公式タイトルがつけられ、元々の「表題」も表舞台から消えていったのです。

この「序文」は、その後も改訂され続け、2016年からは「歴史的価値」という言葉が追加され、今に至っています。

いずれにしても、1926年に大幅変更された「序文」そのものは、現在の『ロータリーの目的』第3に繋がるものであり、また Guy Gundaker のロータリー観とも合致するものであり、その重要性は言うまでもありません。

しかし、「第1項」、「第2項」、「第3項」は社会奉仕と関係ない内容であるだけに、前述の通り、タイトルと内容の間に乖離を残してしまったことは残念です。

個人的には、【決議 34 号】（決議 23-34）は、1923年の採択時の内容から「第4項～第6項」だけを削除し、元々の「表題」と「序文」と「第1項～第3項」は、そのまま残しておいて欲しかったです。

その上で、「第4項～第6項」だけで、【社会奉仕活動に対する方針】を新たに作成すればよかったのではないかと思っています。

最後に：【決議 34 号】（決議 23-34）が採択された時（1923年6月）、Guy Gundaker はRI 会長エレクトでした。この【決議 34 号】には、彼が 1916年に著した『A Talking Knowledge of Rotary』の内容が色濃く反映されています。特に「第2」「第4」「第6」、そして 1926年に大幅変更された「序文」の内容にしても、Guy Gundaker のロータリー観そのものと言ってもよいでしょう。理由は簡単です。『A Talking Knowledge of Rotary』は、当時のロータリークラブの運営テキストだったからです。



（2014年10月1日 初稿、2023年12月10日 最終改訂 文責：鈴木一作）